

国指針・県推進病院指定要綱 比較表

※「望ましい(＊)」と定める要件については、国の次期指定要件の改定において必須要件とすることを念頭に置いたもの

資料4-2	令和8年10月27日
第45回高知県がん対策推進協議会	

No.	A 旧 国指針 (R4.8.1)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (R4.12.22改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R8.7.30)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
1	1 都道府県協議会における役割		1 都道府県協議会における役割	—	削除		1 都道府県協議会への参画
2	各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該がん医療圏を代表して都道府県協議会の運営にあたるとともに、都道府県協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。	変更	県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、都道府県協議会の運営にあたるとともに、都道府県協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。	—	削除		県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、参画すること。また、当該協議会の方針に沿って、各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。
3	2 診療体制		2 診療体制	1 診療体制	同文	○	2 診療体制
4	(1)診療機能		(1)診療機能	(1)診療機能	同文	○	(1)診療機能
5	① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供		① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供	① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供	同文	○	① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供
6	ア 我が国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。)を中心にその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。ただし、我が国に多いがんの中でも症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、当該施設において集学的治療等を提供しない場合には、適切な医療に確実につなげることができる体制を構築すること。		ア 我が国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。)を中心にその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。ただし、我が国に多いがんの中でも症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、当該施設において集学的治療等を提供しない場合には、適切な医療に確実につなげることができる体制を構築すること。	ア 我が国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。)を中心にその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。ただし、我が国に多いがんの中でも症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、当該施設において集学的治療等を提供しない場合には、適切な医療に確実につなげることができる体制を構築すること。	同文	○	ア 我が国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。)を中心にその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。ただし、我が国に多いがんの中でも症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、当該施設において集学的治療等を提供しない場合には、適切な医療に確実につなげることができる体制を構築すること。
7	イ 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等には、以下の体制を整備すること。		イ 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等には、以下の体制を整備すること。	イ 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等には、以下の体制を整備すること。	同文	○	イ 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等には、以下の体制を整備すること。
8	i 患者とその家族の希望を踏まえ、看護師や公認心理師等が同席すること。		i 患者とその家族の希望を踏まえ、看護師や公認心理師等が同席すること。	i 患者とその家族の希望を踏まえ、看護師や公認心理師等が同席すること。	同文	○	i 患者とその家族の希望を踏まえ、看護師や公認心理師等が同席すること。
9	ii 治療プロセス全体に関して、患者とともに考えながら方針を決定すること。		ii 治療プロセス全体に関して、患者とともに考えながら方針を決定すること。	ii 治療プロセス全体に関して、患者とともに考えながら方針を決定すること。	同文	○	ii 治療プロセス全体に関して、患者とともに考えながら方針を決定すること。
10	iii 標準治療として複数の診療科が関与する選択肢がある場合に、その知見のある診療科の受診ができる体制を確保すること。		iii 標準治療として複数の診療科が関与する選択肢がある場合に、その知見のある診療科の受診ができる体制を確保すること。	iii 標準治療として複数の診療科が関与する選択肢がある場合に、その知見のある診療科の受診ができる体制を確保すること。 <u>当該診療科への受診手順を明確化し、ホームページ等による周知を行うことが望ましい。</u>	部分	○	iii 標準治療として複数の診療科が関与する選択肢がある場合に、その知見のある診療科の受診ができる体制を確保すること。 <u>当該診療科への受診手順を明確化し、ホームページ等による周知を行うことが望ましい。</u>
11	—		—	iv 必要に応じて治験や臨床試験に関する情報を伝えること。	新文	○	iv 必要に応じて治験や臨床試験に関する情報を伝えること。
12	ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催すること。特に、iv のカンファレンスを月1回以上開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。	変更	ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催することが望ましい。特に、iv のカンファレンスを月1回以上開催することが望ましい。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。	ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催すること。特に、iv のカンファレンスを月1回以上開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。	同文		ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催することが望ましい。特に、iv のカンファレンスを月1回以上開催することが望ましい。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。
13	i 個別 <u>もしくは</u> 少数の診療科の医師を主体とした日常的なカンファレンス		i 個別 <u>もしくは</u> 少数の診療科の医師を主体とした日常的なカンファレンス	i 個別 <u>又は</u> 少数の診療科の医師を主体とした日常的なカンファレンス	部分	○	i 個別 <u>又は</u> 少数の診療科の医師を主体とした日常的なカンファレンス
14	ii 個別 <u>もしくは</u> 少数の診療科の医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス		ii 個別 <u>もしくは</u> 少数の診療科の医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス	ii 個別 <u>又は</u> 少数の診療科の医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス	部分	○	ii 個別 <u>又は</u> 少数の診療科の医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス
15	iii 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師等による、骨転移・原発不明がん・希少がんなどに関して臓器横断的にがん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス		iii 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師等による、骨転移・原発不明がん・などに関して臓器横断的にがん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス	iii 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師等による、骨転移・原発不明がん・希少がん等に関して臓器横断的にがん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス	部分	○	iii 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師等による、骨転移・原発不明がん・希少がん等に関して臓器横断的にがん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス
16	iv 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的事例に則した、患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンス		iv 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的事例に則した、患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンス	iv 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的事例に則した、患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンス	同文	○	iv 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的事例に則した、患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンス
17	エ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ、医師だけではなく、看護師や薬剤師等他の診療従事者からも介入依頼ができる体制を整備すること。		エ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ、医師だけではなく、看護師や薬剤師等他の診療従事者からも介入依頼ができる体制を整備すること。	エ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ、医師だけではなく、看護師や薬剤師等他の診療従事者からも介入依頼ができる体制を整備すること。	同文	○	エ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ、医師だけではなく、看護師や薬剤師等他の診療従事者からも介入依頼ができる体制を整備すること。
18	オ 保険適用外の免疫療法等について、治験、先進医療、臨床研究法(平成29年法律第16号)で定める特定臨床研究または再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形で、実施・推奨しないこと。		オ 保険適用外の免疫療法等について、治験、先進医療、臨床研究法(平成29年法律第16号)で定める特定臨床研究または再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形で、実施・推奨しないこと。	オ 保険適用外の免疫療法等について、治験、先進医療、臨床研究法(平成29年法律第16号)で定める特定臨床研究又は再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形で、実施・推奨しないこと。	同文	○	オ 保険適用外の免疫療法等について、治験、先進医療、臨床研究法(平成29年法律第16号)で定める特定臨床研究または再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形で、実施・推奨しないこと。
19	② 手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項		② 手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項	② 手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項	同文	○	② 手術療法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項
20	集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、特に以下に対応すること。		集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、特に以下に対応すること。	集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、特に以下に対応すること。	同文	○	集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、特に以下に対応すること。
21	ア 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。		ア 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。	ア 術中迅速診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。	同文	○	ア 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。
22	イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。その際、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)へ登録していることが望ましい。		イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。その際、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)へ登録していることが望ましい。	イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。その際、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)へ登録していること。	部分	○	イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。その際、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)へ登録していること。
23	ウ 強度変調放射線治療と外来での核医学治療を提供することが望ましい。		ウ 強度変調放射線治療と外来での核医学治療を提供することが望ましい。	ウ 強度変調放射線治療を提供することが望ましい。	部分	○	ウ 強度変調放射線治療を提供することが望ましい。

国指針・県推進病院指定要綱 比較表

※「望ましい(＊)」と定める要件については、国の次期指定要件の改定において必須要件とすることを念頭に置いたもの

資料4-2	令和8年10月27日
第45回高知県がん対策推進協議会	

No.	A 旧 国指針 (R4.8.1)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (R4.12.22改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R8.7.30)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
24	エ 密封小線源治療について、 地域の医療機関と連携し、役割分担すること。		エ 密封小線源治療について、地域の医療機関と連携し、役割分担すること。	エ 密封小線源治療 及び粒子線治療等について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。	部分	○	エ 密封小線源治療 及び粒子線治療等について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。
25	オ 専用治療病室を要する核医学治療や 粒子線治療等の高度な放射線治療 について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。		オ 専用治療病室を要する核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。	オ 外来及び特別措置病室で対応可能な核医学治療を提供することが望ましい。また、 専用治療病室を要する核医学治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。	部分	○	オ 外来及び特別措置病室で対応可能な核医学治療を提供することが望ましい。また、 専用治療病室を要する核医学治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。
26	カ 関連する学会のガイドライン等も参考に、第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。		カ 関連する学会のガイドライン等も参考に、第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。	カ 関連する学会のガイドライン等も参考に、第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。	同文	○	カ 関連する学会のガイドライン等も参考に、第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。
27	キ 画像下治療(IVR)を 提供することが望ましい。		キ 画像下治療(IVR)を提供することが望ましい。	キ 画像下治療(IVR)を 提供すること。	部分		キ 画像下治療(IVR)を提供することが 望ましい。
28	ク 免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携する 等 して対応すること。		ク 免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携する 等 して対応すること。	ク 免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携する など して対応すること。	部分	○	ク 免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携する など して対応すること。
29	ケ 薬物療法のレジメン(薬物療法における薬剤の種類や量、期間、手順などを時系列で示した計画のこと。以下同じ)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。		ケ 薬物療法のレジメン(薬物療法における薬剤の種類や量、期間、手順などを時系列で示した計画をいう。以下同じ。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。	ケ 薬物療法のレジメン(薬物療法における薬剤の種類や量、期間、手順などを時系列で示した計画のこと。以下同じ)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。	同文	○	ケ 薬物療法のレジメン(薬物療法における薬剤の種類や量、期間、手順などを時系列で示した計画をいう。以下同じ。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。
30	－		－	コ がんゲノム医療を提供できるよう、がんゲノム医療中核拠点病院等に指定されることが望ましい。	新文	○	コ がんゲノム医療を提供できるよう、がんゲノム医療中核拠点病院等に指定されることが望ましい。
31	－		－	サ 手術療法、放射線療法その他の治療に伴い二次性リンパ浮腫を発症するおそれのある患者に対し、当該合併症に関する早期治療の重要性を含めた情報提供及び必要な説明を、治療開始前又は治療後早期に実施する体制を整備すること。	新文	○	サ 手術療法、放射線療法その他の治療に伴い二次性リンパ浮腫を発症するおそれのある患者に対し、当該合併症に関する早期治療の重要性を含めた情報提供及び必要な説明を、治療開始前又は治療後早期に実施する体制を整備すること。
32	③ 緩和ケアの提供体制		③ 緩和ケアの提供体制	③ 緩和ケアの提供体制	同文	○	③ 緩和ケアの提供体制
33	ア がん診療に携わる全ての診療従事者により、全てのがん患者に対し入院、外来を問わず日常診療の定期的な確認項目に組み込むなど 頻回に苦痛の把握に努め、必要な緩和ケアの提供を行うこと。		ア がん診療に携わる全ての診療従事者により、全てのがん患者に対し入院、外来を問わず日常診療の定期的な確認項目に組み込むなど 頻回に苦痛の把握に努め、必要な緩和ケアの提供を行うこと。	ア がん診療に携わる全ての診療従事者により、全てのがん患者に対し、入院患者については日々の診察の度、外来患者については受診の度等、 頻回に苦痛の把握に努め、必要な基本的緩和ケアの提供を行うこと。 基本的緩和ケアでは苦痛の軽減が難しい場合や、苦痛の内容や程度に応じて、緩和ケアチーム等による専門的緩和ケアへの紹介を検討すること。	部分	○	ア がん診療に携わる全ての診療従事者により、全てのがん患者に対し、入院患者については日々の診察の度、外来患者については受診の度等、 頻回に苦痛の把握に努め、必要な基本的緩和ケアの提供を行うこと。 基本的緩和ケアでは苦痛の軽減が難しい場合や、苦痛の内容や程度に応じて、緩和ケアチーム等による専門的緩和ケアへの紹介を検討すること。
34	イ がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、診断時から一貫して経時的に行っていること。また、診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就学・就労、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について、患者の希望を踏まえて配慮や支援ができるよう努めること。		イ がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、診断時から一貫して経時的に行っていること。また、診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就学・就労、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について、患者の希望を踏まえて配慮や支援ができるよう努めること。	イ がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、診断時から一貫して経時的に行っていること。また、診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就学・就労、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について、患者の希望を踏まえて配慮や支援ができるよう努めること。	同文	○	イ がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、診断時から一貫して経時的に行っていること。また、診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就学・就労、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について、患者の希望を踏まえて配慮や支援ができるよう努めること。
35	ウ ア、イを実施するため、がん診療に携わる全ての診療従事者の対応能力を向上させることが必要であり、これを支援するために組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームにより、以下を提供するよう体制を整備すること。		ウ ア、イを実施するため、がん診療に携わる全ての診療従事者の対応能力を向上させることが必要であり、これを支援するために組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームにより、以下を提供するよう体制を整備すること。	ウ ア、イを実施するため、がん診療に携わる全ての診療従事者の対応能力を向上させることが必要であり、これを支援するために組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームにより、以下を提供するよう体制を整備すること。	同文	○	ウ ア、イを実施するため、がん診療に携わる全ての診療従事者の対応能力を向上させることが必要であり、これを支援するために組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームにより、以下を提供するよう体制を整備すること。
36	i 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛の把握に努めるとともに、適切な症状緩和について協議し、必要に応じて主体的に助言や指導等を行っていること。		i 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛の把握に努めるとともに、適切な症状緩和について協議し、必要に応じて主体的に助言や指導等を行っていること。	i 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛の把握に努めるとともに、適切な症状緩和について協議し、必要に応じて主体的に助言や指導等を行っていること。	同文	○	i 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛の把握に努めるとともに、適切な症状緩和について協議し、必要に応じて主体的に助言や指導等を行っていること。
37	ii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師、公認心理師等と協働し、適切な支援を実施すること。		ii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師、公認心理師等と協働し、適切な支援を実施すること。	ii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師、公認心理師等と協働し、適切な支援を実施すること。	同文	○	ii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師、公認心理師等と協働し、適切な支援を実施すること。
38	エ 患者が必要な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケア外来の設置 など 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。なお、自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている、 または 受けていた患者についても受入れを行っていること。また、緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行っていること。	変更	エ 患者が必要な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケア外来の設置など外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備することが 望ましい 。なお、自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている、または受けていた患者についても受入れを行っていること。また、緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行っていること。	エ 患者が必要な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケア外来の設置 等 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。なお、自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている 又は 受けていた患者についても受入れを行っていること。また、緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行っていること。	部分		エ 患者が必要な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケア外来の設置 等 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備することが 望ましい 。なお、自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている 又は 受けていた患者についても受入れを行っていること。また、緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行っていること。
39	オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。その際には、自記式の服薬記録を整備活用すること。		オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。その際には、自記式の服薬記録を整備活用すること。	オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。その際には、自記式の服薬記録を整備活用すること。	同文	○	オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。その際には、自記式の服薬記録を整備活用すること。
40	カ 院内の診療従事者と緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。		カ 院内の医療従事者と緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。	カ 院内の診療従事者と緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。	同文	○	カ 院内の医療従事者と緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。
41	i 緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順等、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。		i 緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順等、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。	i 緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順等、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。	同文	○	i 緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順等、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。
42	ii 緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するために、がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師をいう。以下同じ。)などを配置することが 望ましい 。		ii 緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するため、がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のことをいう。以下同じ。)などを配置することが望ましい。	ii 緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するために、がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師をいう。以下同じ。)を配置すること。	部分	○	ii 緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するため、がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のことをいう。以下同じ。)を配置すること。
43	キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニング(人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。以下同じ。)を含めた意思決定支援を提供できる体制を整備していること。		キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニング(人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。以下同じ。)を含めた意思決定支援を提供できる体制を整備していること。	キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニング(人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。以下同じ。)を含めた意思決定支援を提供できる体制を整備していること。	同文	○	キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニング(人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。以下同じ。)を含めた意思決定支援を提供できる体制を整備していること。

国指針・県推進病院指定要綱 比較表

※「望ましい(＊)」と定める要件については、国の次期指定要件の改定において必須要件とすることを念頭に置いたもの

資料4-2

令和8年10月27日

第45回高知県がん対策推進協議会

No.	A 旧 国指針 (R4.8.1)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (R4.12.22改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R8.7.30)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
44	ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布、ホームページ上の公開等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。		ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布、ホームページ上の公開等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。	ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布、ホームページ上の公開等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。	同文	○	ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布、ホームページ上の公開等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。
45	ケ かかりつけ医等の協力・連携を得て、主治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。		ケ かかりつけ医等の協力・連携を得て、主治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。	ケ かかりつけ医等の協力・連携を得て、主治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。	同文	○	ケ かかりつけ医等の協力・連携を得て、主治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。
46	コ 疼痛緩和のための専門的な治療の提供体制等について、以下の通り確保すること。		コ 疼痛緩和のための専門的な治療の提供体制等について、以下の通り確保すること。	コ 疼痛緩和のための専門的な治療の提供体制等について、以下の通り確保すること。	同文	○	コ 疼痛緩和のための専門的な治療の提供体制等について、以下の通り確保すること。
47	イ 難治性疼痛に対する神経ブロック等について、自施設における麻酔科医等との連携等の対応方針を定めていること。また、自施設で実施が困難なために、外部の医療機関と連携して実施する場合には、その詳細な連携体制を確認しておくこと。さらに、ホームページ等で、神経ブロック等の自施設における実施状況や連携医療機関名等、その実施体制について分かりやすく公表していること。		イ 難治性疼痛に対する神経ブロック等について、自施設における麻酔科医等との連携等の対応方針を定めていること。また、自施設で実施が困難なために、外部の医療機関と連携して実施する場合には、その詳細な連携体制を確認しておくこと。さらに、ホームページ等で、神経ブロック等の自施設における実施状況や連携医療機関名等、その実施体制について分かりやすく公表していること。	イ 難治性疼痛に対する神経ブロック等について、自施設における麻酔科医等との連携等の対応方針を定めていること。また、自施設で実施が困難なために、外部の医療機関と連携して実施する場合には、その詳細な連携体制を確認しておくこと。さらに、ホームページ等で、神経ブロック等の自施設における実施状況や連携医療機関名等、その実施体制について分かりやすく公表していること。	同文	○	イ 難治性疼痛に対する神経ブロック等について、自施設における麻酔科医等との連携等の対応方針を定めていること。また、自施設で実施が困難なために、外部の医療機関と連携して実施する場合には、その詳細な連携体制を確認しておくこと。さらに、ホームページ等で、神経ブロック等の自施設における実施状況や連携医療機関名等、その実施体制について分かりやすく公表していること。
48	ii 緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備すること。また自施設の診療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について周知していること。さらに、ホームページ等で、自施設におけるこれらの実施体制等について分かりやすく公表していること。		ii 緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備すること。また自施設の診療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について周知していること。さらに、ホームページ等で、自施設におけるこれらの実施体制等について分かりやすく公表していること。	ii 緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備すること。また自施設の診療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について周知していること。さらに、ホームページ等で、自施設におけるこれらの実施体制等について分かりやすく公表していること。	同文	○	ii 緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備すること。また自施設の診療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について周知していること。さらに、ホームページ等で、自施設におけるこれらの実施体制等について分かりやすく公表していること。
49	—		—	iii 緩和的画像下治療(IVR)を患者に提供できる体制を整備することが望ましい。自施設で実施が困難な場合は提供可能な施設との連携体制を取っていること。また、ホームページ等で、緩和的画像下治療(IVR)の実施体制について分かりやすく公表していること。	新文	○	iii 緩和的画像下治療(IVR)を患者に提供できる体制を整備することが望ましい。自施設で実施が困難な場合は提供可能な施設との連携体制を取っていること。また、ホームページ等で、緩和的画像下治療(IVR)の実施体制について分かりやすく公表していること。
50	サ 全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう緩和ケアに係る診療や相談支援、患者からのPRO(患者報告アウトカム)(Patient Reported Outcome の略。自覚症状やQOLに関する対応の評価のために行う患者の主観的な報告をまとめた評価のこと。以下同じ。)、医療用麻薬の処方量 など 、院内の緩和ケアに係る情報を把握し、検討・改善する場を設置していること。それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体制の改善に努めること。		サ 全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう緩和ケアに係る診療や相談支援、患者からのPRO(患者報告アウトカム)(Patient Reported Outcome の略。自覚症状やQOLに関する対応の評価のために行う患者の主観的な報告をまとめた評価のこと。以下同じ。)、医療用麻薬の処方量 など 、院内の緩和ケアに係る情報を把握し、検討・改善する場を設置していること。それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体制の改善に努めること。	サ 全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう緩和ケアに係る診療や相談支援、患者からのPRO(患者報告アウトカム)(Patient Reported Outcome の略。自覚症状やQOLに関する対応の評価のために行う患者の主観的な報告をまとめた評価のこと。以下同じ。)、医療用麻薬の処方量 等 、院内の緩和ケアに係る情報を把握し、検討・改善する場を設置していること。それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体制の改善に努めること。	部分	○	サ 全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう緩和ケアに係る診療や相談支援、患者からのPRO(患者報告アウトカム)(Patient Reported Outcome の略。自覚症状やQOLに関する対応の評価のために行う患者の主観的な報告をまとめた評価のこと。以下同じ。)、医療用麻薬の処方量 等 、院内の緩和ケアに係る情報を把握し、検討・改善する場を設置していること。それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体制の改善に努めること。
51	④ 地域連携の推進体制		④ 地域連携の推進体制	④ 地域連携の推進体制	同文	○	④ 地域連携の推進体制
52	ア がん患者の紹介、逆紹介に積極的に取り組むとともに、以下の体制を整備すること。		ア がん患者の紹介、逆紹介に積極的に取り組むとともに、以下の体制を整備すること。	ア がん患者の紹介、逆紹介に積極的に取り組むとともに、以下の体制を整備すること。	同文	○	ア がん患者の紹介、逆紹介に積極的に取り組むとともに、以下の体制を整備すること。
53	i 緩和ケアの提供に関して、当該がん医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する 等 、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。		i 緩和ケアの提供に関して、当該がん医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。	i 緩和ケアの提供に関して、当該がん医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する など 、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。	部分	○	i 緩和ケアの提供に関して、当該がん医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する など 、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。
54	ii 希少がんに関して、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、他の拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備すること。		ii 希少がんに関して、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、国拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備すること。	ii 希少がんに関して、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、他の拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備すること。	同文	○	ii 希少がんに関して、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、 国 拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備すること。
55	iii 高齢のがん患者や障害を持つがん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援すること。		iii 高齢のがん患者や障害を持つがん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援すること。	iii 高齢のがん患者や障害 のある がん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援すること。	部分	○	iii 高齢のがん患者や障害 のある がん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援すること。
56	iv 介護施設に入居する高齢者ががんと診断された場合に、介護施設等と治療・緩和ケア・看取り等において連携する体制を整備すること。		iv 介護施設に入居する高齢者ががんと診断された場合に、介護施設等と治療・緩和ケア・看取り等において連携する体制を整備すること。	iv 介護施設に入居する高齢者ががんと診断された場合に、介護施設等と治療・緩和ケア・看取り等において連携する体制を整備すること。	同文	○	iv 介護施設に入居する高齢者ががんと診断された場合に、介護施設等と治療・緩和ケア・看取り等において連携する体制を整備すること。
57	イ 地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。		イ 地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。	イ 地域の医療機関の医師と 看護師 が診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。 必要に応じてD to P with D等(Doctor to Patient with Doctor, Doctor to Patient with Nurseを指し、専門医等による診療を受けることができるよう、患者側に主治医等の医師や看護師等が同席する場合に、遠隔地にいる医師が診療を行う形態の遠隔医療をいう。以下同じ。) によるオンライン診療等を活用すること。	部分	○	イ 地域の医療機関の医師と 看護師 が診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。 必要に応じてD to P with D等(Doctor to Patient with Doctor, Doctor to Patient with Nurseを指し、専門医等による診療を受けることができるよう、患者側に主治医等の医師や看護師等が同席する場合に、遠隔地にいる医師が診療を行う形態の遠隔医療をいう。以下同じ。) によるオンライン診療等を活用すること。
58	ウ 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該がん医療圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。		ウ 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該 がん 医療圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。	ウ 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該がん医療圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。	同文	○	ウ 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該がん医療圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。
59	エ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーション など 、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携して対応すること。		エ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーション など 、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携して対応すること。	エ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーション 等 、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携して対応すること。	部分	○	エ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーション 等 、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携して対応すること。
60	オ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、退院後も在宅診療の主治医等の相談に対応するなど、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。		オ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、退院後も在宅診療の主治医等の相談に対応するなど、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。	オ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、退院後も在宅診療の主治医等の相談に対応するなど、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。	同文	○	オ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、退院後も在宅診療の主治医等の相談に対応するなど、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。

国指針・県推進病院指定要綱 比較表

※「望ましい(＊)」と定める要件については、国の次期指定要件の改定において必須要件とすることを念頭に置いたもの

資料4-2

令和8年10月27日

第45回高知県がん対策推進協議会

No.	A 旧 国指針 (R4.8.1)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (R4.12.22改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R8.7.30)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
61	力 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。		力 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。	力 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。	同文	○	力 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。
62	キ 当該がん医療圏において、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場を年1回以上設けること。また、緩和ケアチームが地域の医療機関や在宅療養支援診療所等から定期的に連絡・相談を受ける体制を確保し、必要に応じて助言等を行っていること。	変更	キ 当該がん医療圏において、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けることが 望ましい 。また、緩和ケアチームが地域の医療機関や在宅療養支援診療所等から定期的に連絡・相談を受ける体制を確保し、必要に応じて助言等を行っていることが 望ましい 。	キ 当該がん医療圏において、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場を年1回以上設けること。また、緩和ケアチームが地域の医療機関や在宅療養支援診療所等から定期的に連絡・相談を受ける体制を確保し、必要に応じて助言等を行っていること。	同文		キ 当該がん医療圏において、地域の医療機関や在宅療養支援診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、緩和ケアについて情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けることが 望ましい 。また、緩和ケアチームが地域の医療機関や在宅療養支援診療所等から定期的に連絡・相談を受ける体制を確保し、必要に応じて助言等を行っていることが 望ましい 。
63	ク 都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポート(患者・経験者やその家族がピア(仲間)として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族等を支援すること。以下同じ。)の質の向上に対する支援等に取り組むこと。		ク 都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポート(患者・経験者やその家族がピア(仲間)として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族等を支援すること。以下同じ。)の質の向上に対する支援等に取り組むこと。	ク 都道府県、地域の 相談機関や患者会といった関係機関等との連携体制の強化に、地域の状況に応じて取り組むこと 。患者会等の求めや必要に応じてピア・サポート(患者・経験者やその家族がピア(仲間)として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族等を支援すること。以下同じ。)の質の向上に対する支援等に取り組むこと。	部分	○	ク 都道府県、地域の 相談機関や患者会といった関係機関等との連携体制の強化に、地域の状況に応じて取り組むこと 。患者会等の求めや必要に応じてピア・サポート(患者・経験者やその家族がピア(仲間)として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族等を支援すること。以下同じ。)の質の向上に対する支援等に取り組むこと。
64	⑤ セカンドオピニオンに関する体制		⑤ セカンドオピニオンに関する体制	⑤ セカンドオピニオンに関する体制	同文	○	⑤ セカンドオピニオンに関する体制
65	ア 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等において、すべてのがん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオンを受けられることについて説明すること。その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。		ア 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等において、すべてのがん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオン(診断及び治療方針等)について、現に診療を担っている医師以外の医師による助言及び助言を求める行為をいう。以下同じ。)を受けられることについて説明すること。その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。	ア 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等において、すべてのがん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオンを受けられることについて説明すること。その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。	同文	○	ア 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等において、すべてのがん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオン(診断及び治療方針等)について、現に診療を担っている医師以外の医師による助言及び助言を求める行為をいう。以下同じ。)を受けられることについて説明すること。その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。
66	イ 当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者にわかりやすく公表すること。		イ 当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者にわかりやすく公表すること。	イ 当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者にわかりやすく公表すること。	同文	○	イ 当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者にわかりやすく公表すること。
67	ウ セカンドオピニオンを提示する場合は、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保することが望ましい。		ウ セカンドオピニオンを提示する場合は、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保することが望ましい。	ウ セカンドオピニオンを提示する場合は、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保することが望ましい。	同文	○	ウ セカンドオピニオンを提示する場合は、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保することが望ましい。
68	⑥ それぞれの特性に応じた診療等の提供体制		⑥ それぞれの特性に応じた診療等の提供体制	⑥ それぞれの特性に応じた診療等の提供体制	同文	○	⑥ それぞれの特性に応じた診療等の提供体制
69	ア 希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に都道府県協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応すること。		ア 希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応すること。	ア 希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に都道府県協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応すること。	同文	○	ア 希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応すること。
70	イ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。		イ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。	イ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院、 都道府県小児がん拠点病院及び小児がん連携医療機関 と情報を共有する体制を整備すること。	部分	○	イ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院、 都道府県小児がん拠点病院及び小児がん連携医療機関 と情報を共有する体制を整備すること。
71	ウ 各地域のがん・生殖医療ネットワークに 加入し 、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、 対象とな りうる患者や家族には必ず 治療開始前に 情報提供すること。患者の希望を確認するとともに、 がん治療を行う診療科が中心となって 、院内または地域の生殖医療に関する 診療科 とともに、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備すること。自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の 配置・育成に努める こと。		ウ 各地域のがん・生殖医療ネットワークに加入し、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、対象となりうる患者や家族には必ず治療開始前に情報提供すること。患者の希望を確認するとともに、がん治療を行う診療科が中心となって、院内または地域の生殖医療に関する診療科とともに、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備すること。自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めること。	ウ 各地域のがん・生殖医療 連携 ネットワークに 参加し 、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、 妊孕性への影響が想定される患者及び家族には必ずがんの治療方針決定前に適切な情報提供を行い、その実施状況を把握・評価し、課題認識を関係者で共有した上で、適切な改善策を講じること。また、妊孕性への影響が想定される患者については、治療方針決定前に、院内又は地域の生殖医療に関する専門家へ迅速に相談できる体制を確保するとともに、がん治療を行う診療科が中心となって、患者等の希望も踏まえた妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備すること。さらに、 自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者を 育成・配置するこ と。	部分		ウ 各地域のがん・生殖医療 連携 ネットワークに 参加し 、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、 妊孕性への影響が想定される患者及び家族には必ずがんの治療方針決定前に適切な情報提供を行い、その実施状況を把握・評価し、課題認識を関係者で共有した上で、適切な改善策を講じること。また、妊孕性への影響が想定される患者については、治療方針決定前に、院内又は地域の生殖医療に関する専門家へ迅速に相談できる体制を確保するとともに、がん治療を行う診療科が中心となって、患者等の希望も踏まえた妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備すること。さらに、 自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の 配置・育成に努めること 。
72	エ 就学、就労、妊孕性(子どもをつくるために必要な能力のこと。以下同じ。)の温存、アビアランスケア(医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのこと。以下同じ。)等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設 もしくは 連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備すること。また、それらの相談に応じる多職種からなるAYA世代支援チームを設置することが望ましい。		エ 就学、就労、妊孕性(子どもをつくるために必要な能力のこと。以下同じ。)の温存、アビアランスケア(医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのこと。以下同じ。)等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設 又は 連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備すること。また、それらの相談に応じる多職種からなるAYA世代支援チームを設置することが望ましい。	エ 就学、就労、妊孕性(子どもをつくるために必要な能力のこと。以下同じ。)の温存、アビアランスケア(医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのこと。以下同じ。)等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設 又は 連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備すること。また、それらの相談に応じる多職種からなるAYA世代支援チームを設置することが望ましい。	部分	○	エ 就学、就労、妊孕性(子どもをつくるために必要な能力のこと。以下同じ。)の温存、アビアランスケア(医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのこと。以下同じ。)等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設 又は 連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備すること。また、それらの相談に応じる多職種からなるAYA世代支援チームを設置することが望ましい。
73	オ 高齢者の のがん に関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科と連携する体制を確保すること。また、意思決定能力を含む機能評価を行い、各種ガイドラインに沿って、個別の状況を踏まえた対応をしていること。		オ 高齢者の のがん に関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科と連携する体制を確保すること。また、意思決定能力を含む機能評価を行い、各種ガイドラインに沿って、個別の状況を踏まえた対応をしていること。	オ 高齢者 等の併存症を持つがん患者 に関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科 や他の医療機関 と連携する体制を確保すること。また、 高齢者等の 意思決定能力を含む機能評価を行い、各種ガイドラインに沿って、個別の状況を踏まえた対応をしていること。	部分	○	オ 高齢者 等の併存症を持つがん患者 に関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科 や他の医療機関 と連携する体制を確保すること。また、 高齢者等の 意思決定能力を含む機能評価を行い、各種ガイドラインに沿って、個別の状況を踏まえた対応をしていること。
74	力 医療機関としてのBCP (大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。以下同じ。)を策定することが 望ましい(＊) 。		力 医療機関としてのBCP(大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。以下同じ。)を策定することが望ましい(＊)。	力 がん医療に関するBCP (大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。以下同じ。)を策定すること。 また、がん医療に携わる医療従事者への周知を図ること 。	部分	○	力 がん医療に関するBCP (大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。以下同じ。)を策定すること。 また、がん医療に携わる医療従事者への周知を図ること 。
75	(2)診療従事者		(2)診療従事者	(2)診療従事者	同文	○	(2)診療従事者
76	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置		① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置	同文	○	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置
77	ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。		ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。	ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上 必要な数 配置すること。	部分	○	ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上 必要な数 配置すること。

国指針・県推進病院指定要綱 比較表

※「望ましい(＊)」と定める要件については、国の次期指定要件の改定において必須要件とすることを念頭に置いたもの

資料4-2	令和8年10月27日
第45回高知県がん対策推進協議会	

No.	A 旧 国指針 (R4.8.1)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (R4.12.22改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R8.7.30)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
78	イ 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	変更	イ 放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、 <u>原則として常勤であること</u> 。また、専任 <u>であることが望ましい</u> 。	イ 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。	部分		イ 放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該医師については、 <u>原則として常勤であること</u> 。また、専任 <u>であることが望ましい</u> 。
79	ウ 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	変更	ウ 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、 <u>原則として常勤であること</u> 。また、専従 <u>であることが望ましい</u> 。	ウ 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。	部分		ウ 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該医師については、 <u>原則として常勤であること</u> 。また、専従 <u>であることが望ましい</u> 。
80	エ 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	変更	エ 薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、常勤 <u>であることが望ましい</u> 。また、専従 <u>であることが望ましい</u> 。	エ 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。	部分		エ 薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該医師については、常勤 <u>であることが望ましい</u> 。また、専従 <u>であることが望ましい</u> 。
81	－		－	オ 三大療法(手術療法、放射線療法、薬物療法)に関する総合的な研修を受けた医師を1人以上必要な数配置すること。	新文	○	オ 三大療法(手術療法、放射線療法、薬物療法)に関する総合的な研修を受けた医師を1人以上必要な数配置すること。
82	<u>オ</u> 緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	変更	オ 緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、 <u>常勤であることが望ましい</u> 。また、 <u>専任であることが望ましい</u> 。当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	<u>カ</u> 緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	部分		<u>カ</u> 緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該医師については、 <u>常勤であることが望ましい</u> 。また、 <u>専任であることが望ましい</u> 。当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。
83	緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。	変更	緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、 <u>常勤であることが望ましい</u> 。また、 <u>専任であることが望ましい</u> 。	緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。	部分		緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該医師については、 <u>常勤であることが望ましい</u> 。また、専任であることが望ましい。
84	<u>キ</u> 専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	変更	カ 病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、 <u>常勤であることが望ましい</u> 。また、 <u>専任であることが望ましい</u> 。	<u>キ</u> 専従の病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。 <u>ただし、当該がん医療圏に地域拠点病院が1か所のみであり、かつ、常勤の医師の配置が困難である場合は、非常勤医師を配置することをもって足りるものとする。この場合、当該非常勤医師は都道府県拠点病院又は特定機能病院に所属する医師であることとし、医療情報システムへアクセス可能な環境を整備するとともに、臨床医と直接対話できる体制を整備すること。</u>	部分		<u>キ</u> 病理診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該医師については、 <u>常勤であることが望ましい</u> 。また、 <u>専任であることが望ましい</u> 。
85	<u>ク</u> リハビリテーションに携わる専門的な知識 <u>および</u> 技能を有する医師を配置することが <u>望ましい</u> 。		キ リハビリテーションに携わる専門的な知識および技能を有する医師を配置することが望ましい。	<u>ク</u> リハビリテーションに携わる専門的な知識 <u>及び</u> 技能を有する医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。	部分	○	<u>ク</u> リハビリテーションに携わる専門的な知識 <u>及び</u> 技能を有する医師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。
86	ク「がん診療連携拠点病院等の整備について」(平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知)において2022年3月31日まで認めていた、当該医療圏の医師数が概ね300人を下回る場合における専門的な知識及び技能を有する医師の配置に関する特例は原則として認めない。ただし、地域における医療体制に大きな影響がある場合については、都道府県全体の医療体制の方針等を踏まえて、指定の検討会において個別に判断する。		－	－	削除		－
87	－		－	ケ 循環器疾患の専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置することが望ましい。当該医師を配置していない場合は、「循環器科」等が設置されている医療機関との連携体制を確保していること。	新文	○	ケ 循環器疾患の専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置することが望ましい。当該医師を配置していない場合は、「循環器科」等が設置されている医療機関との連携体制を確保していること。
88	② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置		② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置	② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置	同文	○	② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置
89	ア 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置することが <u>望ましい(＊)</u> 。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。		ア 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を2人以上配置することが望ましい(＊)。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	ア 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を <u>外部照射装置1台あたり2人以上必要な数</u> 配置すること。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	部分	○	ア 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を <u>外部照射装置1台あたり2人以上必要な数</u> 配置すること。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
90	専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等を1人以上配置すること。なお当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	変更	<u>専任</u> の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等を1人以上配置することが <u>望ましい</u> 。なお、当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	部分		<u>専任</u> の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等を1人以上配置することが <u>望ましい</u> 。なお、当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
91	放射線治療部門に、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	変更	放射線治療部門に、 <u>専任</u> の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置することが <u>望ましい</u> 。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	放射線治療部門に、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	部分		放射線治療部門に、 <u>専任</u> の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置することが <u>望ましい</u> 。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
92	イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが <u>望ましい</u> 。		イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であること。	部分		イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが <u>望ましい</u> 。
93	外来化学療法室に、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	変更	外来化学療法室に、薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師については、専従であることが <u>望ましい</u> 。なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	外来化学療法室に、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい(＊)。	部分		外来化学療法室に、薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該看護師については、専従であることが <u>望ましい</u> 。なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい(＊)。
94	ウ 緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。	変更	ウ 緩和ケアチームに、 <u>専任</u> の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが <u>望ましい</u> 。	ウ 緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。	部分		ウ 緩和ケアチームに、 <u>専任</u> の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上 <u>必要な数</u> 配置すること。なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが <u>望ましい</u> 。

No.	A 旧 国指針 (R4.8.1)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (R4.12.22改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R8.7.30)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
95	エ 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識 及び技能を有する薬剤師及び相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者をそれぞれ 1人以上配置すること。なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。 また、当該相談支援に携わる者は社会福祉士等であることが望ましい。 これらは、他部署との兼任を可とする。		エ 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師及び相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者をそれぞれ1人以上配置すること。なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該相談支援に携わる者については社会福祉士等であることが望ましい。これらは、他部署との兼任を可とする。	エ 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師を1人以上 必要な数 配置すること。当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。なお、当該薬剤師は、他部署との兼任を可とする。	部分	B	エ 緩和ケアチームに、緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師を1人以上配置すること。当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。なお、当該薬剤師は、他部署との兼任を可とする。
96	－		－	オ 緩和ケアチームに、相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上必要な数配置すること。当該相談支援に携わる者は社会福祉士等であることが望ましい。なお、当該相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者は、他部署との兼任を可とする。	新文	B	オ 緩和ケアチームに、相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置すること。当該相談支援に携わる者は社会福祉士等であることが望ましい。なお、当該相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者は、他部署との兼任を可とする。
97	オ 緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい(＊)。		オ 緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい(＊)。	オ 緩和ケアチームに協力する公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい(＊)。	部分	○	オ 緩和ケアチームに協力する公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい(＊)。
98	－		－	キ 緩和ケアチームに協力するがんに関する専門的な知識を有する管理栄養士を1人以上配置することが望ましい。	新文	○	キ 緩和ケアチームに協力するがんに関する専門的な知識を有する管理栄養士を1人以上配置することが望ましい。
99	カ 専任の細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置すること。なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが 望ましい。		カ 専任の細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置すること。なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	ク 専任の細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上 必要な数 配置すること。なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であること。	部分		ク 専任の細胞診断に係る業務に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上 必要な数 配置すること。なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが 望ましい。
100	キ がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識 および 技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置することが 望ましい。		キ がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置することが望ましい。	ケ がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識 及び 技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を それぞれ1人以上必要な数 配置すること。	部分		ケ がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識 及び 技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を それぞれ1人以上配置することが望ましい。
101	(3)その他の環境整備等		(3)その他の環境整備等	(3)その他の環境整備等	同文	○	(3)その他の環境整備等
102	① 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが 望ましい。		① 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが望ましい。	① 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備すること。 その際、病室から利用可能な無線LAN等のインターネット接続環境を整備することが望ましい。	部分		① 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備すること が望ましい。その際、病室から利用可能な無線LAN等のインターネット接続環境を整備することが望ましい。
103	② 集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。また、その冊子や視聴覚教材等はオンラインでも確認できることが望ましい。		② 集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。また、その冊子や視聴覚教材等はオンラインでも確認できることが望ましい。	② 集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。また、その冊子や視聴覚教材等はオンラインでも確認できることが望ましい。	同文	○	② 集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。また、その冊子や視聴覚教材等はオンラインでも確認できることが望ましい。
104	③ がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアビアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。		③ がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアビアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。	③ がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアビアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。 また、その際には以下のア～オを実施することが望ましい。	部分	○	③ がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアビアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。 また、その際には以下のア～オを実施することが望ましい。
105	－		－	ア 院内の医療従事者が、患者の状態等を踏まえ、患者に必要な相談支援・情報提供の内容を評価し、必要に応じてアビアランスケア担当者と連携すること。	新文	○	ア 院内の医療従事者が、患者の状態等を踏まえ、患者に必要な相談支援・情報提供の内容を評価し、必要に応じてアビアランスケア担当者と連携すること。
106	－		－	イ 院内の医療従事者が、一般的な相談支援・情報提供を行い、一般的な対応では困難な患者に対しては、多職種で連携し対応する。必要に応じて専門的な治療に繋ぐほか、各種情報提供等も行うこと。	新文	○	イ 院内の医療従事者が、一般的な相談支援・情報提供を行い、一般的な対応では困難な患者に対しては、多職種で連携し対応する。必要に応じて専門的な治療に繋ぐほか、各種情報提供等も行うこと。
107	－		－	ウ 適切な研修を受講したアビアランスケア担当者及びアビアランスケア管理者を配置すること。なお、アビアランスケア担当者は多職種で構成すること。	新文	○	ウ 適切な研修を受講したアビアランスケア担当者及びアビアランスケア管理者を配置すること。なお、アビアランスケア担当者は多職種で構成すること。
108	－		－	エ 院内でアビアランスケアに係る相談支援・情報提供について検討する委員会を開催すること。	新文	○	エ 院内でアビアランスケアに係る相談支援・情報提供について検討する委員会を開催すること。
109	－		－	オ アビアランスケアの基礎的事項及び院内対応に関する教育を実施すること。	新文	○	オ アビアランスケアの基礎的事項及び院内対応に関する教育を実施すること。
110	④ がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。		④ がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。	④ がん患者の自殺リスクに対し、「 がん医療における自殺対策の手引き 」等を参考に、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。	部分	○	④ がん患者の自殺リスクに対し、「 がん医療における自殺対策の手引き 」等を参考に、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。
111	－		－	⑤ 面会については、「医療機関における面会について」(令和7年10月20日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)に準拠して実施すること。	新文	○	⑤ 面会については、「医療機関における面会について」(令和7年10月20日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)に準拠して実施すること。
112	3 診療実績		3 診療実績	2 診療実績	同文	○	3 診療実績
113	(1)① または ②を概ね満たすこと。なお、同一がん医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合は、①の項目を全て満たすこと。		1)①または②を概ね満たすこと。	(1)① 又は ②を概ね満たすこと。なお、同一がん医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合は、①の項目を全て満たすこと。	部分		－
114	① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。		① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。	① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。	同文		(1)以下の項目をそれぞれ概ね満たすこと。
115	ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間 500件以上		ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上	ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上	同文	○	ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上
116	イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上		イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上	イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上	同文	○	イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上
117	ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上		ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1000人以上	ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上	同文		ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間 500 人以上
118	エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上		エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上	エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上	同文		エ 放射線治療のべ患者数 年間 100 人以上
119	オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上		オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上	オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上	同文	○	オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上

国指針・県推進病院指定要綱 比較表

※「望ましい(＊)」と定める要件については、国の次期指定要件の改定において必須要件とすることを念頭に置いたもの

資料4-2	令和8年10月27日
第45回高知県がん対策推進協議会	

No.	A 旧 国指針 (R4.8.1)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (R4.12.22改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R8.7.30)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
120	② 当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。		② 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。	② 当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。 また、令和11年度の整備指針の改定においては、「イ 悪性腫瘍の手術件数」及び「エ 放射線治療のべ患者数」について、同一がん医療圏に地域拠点病院が1か所のみ指定される場合であっても、①に規定する実績要件を満たすことを必須要件とすることを検討する。	部分		-
121	4 人材育成等		4 人材育成等	3 人材育成等	同文		4 人材育成等
122	(1) 自施設において、2に掲げる診療体制その他要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。特に、診療の質を高めるために必要な、各種学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。また、広告可能な資格を有する者のがん診療への配置状況について積極的に公表すること。		(1) 自施設において、2に掲げる診療体制その他要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。特に、診療の質を高めるために必要な、各種学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。また、広告可能な資格を有する者のがん診療への配置状況について積極的に公表すること。	(1) 自施設において、2に掲げる診療体制その他 ~~の~~ 要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。特に、診療の質を高めるために必要な、各種学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。また、広告可能な資格を有する者のがん診療への配置状況について積極的に公表すること。	部分	○	(1) 自施設において、2に掲げる診療体制その他 ~~の~~ 要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。特に、診療の質を高めるために必要な、各種学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。また、広告可能な資格を有する者のがん診療への配置状況について積極的に公表すること。
123	(2) 病院長は、自施設においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。		(2) 病院長は、自施設においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。	(2) 病院長は、自施設においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、 その結果を踏まえて人材育成、適正配置及び活動環境を改善し、 当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。	部分	○	(2) 病院長は、自施設においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、 その結果を踏まえて人材育成、適正配置及び活動環境を改善し、 当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。
124	(3)「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知 ~~の~~ 別添)に準拠し、当該がん医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催すること。また、自施設の長、 および 自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すこと。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。		(3)「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、 ~~県~~ と 協議の上、開催することが 望ましい 。また、自施設の長、および自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが 望ましい 。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。	(3)「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知別添)に準拠し、当該がん医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催すること。また、自施設の長 及び 自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すこと。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。	部分		(3)「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、 県 と協議の上、開催することが 望ましい 。また、自施設の長 及び 自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが 望ましい 。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。
125	(4) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。		(4) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。	(4) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。	同文	○	(4) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。
126	(5) (3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催すること。		(5) (3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催すること。	(5) (3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催すること。	同文	○	(5) (3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催すること。
127	(6) 自施設の診療従事者等に、 がん対策 の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援 の体制 について学ぶ機会を年1回以上確保していること。なお、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。		(6) 自施設の診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。なお、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。	(6) 自施設の診療従事者等に、 がん対策基本法、がん対策推進基本計画及びがん診療連携拠点病院制度 の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している がんゲノム医療を含む診療体制や、がん相談支援センター等 が行う患者支援について学ぶ機会を年1回以上確保していること。なお、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。	部分	○	(6) 自施設の診療従事者等に、 がん対策基本法、がん対策推進基本計画及びがん診療連携拠点病院制度 の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している がんゲノム医療を含む診療体制や、がん相談支援センター等 が行う患者支援について学ぶ機会を年1回以上確保していること。なお、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。
128	(7) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的に実施すること。また、他の診療従事者についても、各々の専門に応じた研修を定期的に実施する または、 他の施設等で実施されている研修に参加させること。		(7) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的に実施すること。また、他の診療従事者についても、各々の専門に応じた研修を定期的に実施する または、 他の施設等で実施されている研修に参加させること。	(7) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的に実施すること。また、他の診療従事者についても、各々の専門に応じた研修を定期的に実施する 又は 他の施設等で実施されている研修に参加させること。	部分	○	(7) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的に実施すること。また、他の診療従事者についても、各々の専門に応じた研修を定期的に実施する 又は 他の施設等で実施されている研修に参加させること。
129	(8) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力すること。		(8) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力すること。	(8) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力すること。	同文	○	(8) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力すること。
130	5 相談支援及び情報の収集提供		5 相談支援及び情報の収集提供	4 相談支援及び情報の収集提供	同文	○	5 相談支援及び情報の収集提供
131	(1) がん相談支援センター		(1) がん相談支援センター	(1) がん相談支援センター	同文	○	(1) がん相談支援センター
132	相談支援を行う機能を有する部門(以下「がん相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。)を設置し、①から⑨の体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行うこと。必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用すること。また、コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者等への配慮を適切に実施できる体制を確保すること。	変更	相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。 なお、相談支援センター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いることが望ましい。)を設置し、①から⑧の体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行うこと。必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用すること。また、コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者等への配慮を適切に実施できる体制を確保すること。	相談支援を行う機能を有する部門(以下「がん相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。)を設置し、①から⑨の体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行うこと。必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用すること。また、コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者等への配慮を適切に実施できる体制を確保すること。	部分		相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。 なお、相談支援センター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いることが望ましい。)を設置し、①から⑨の体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行うこと。必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用すること。また、コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者等への配慮を適切に実施できる体制を確保すること。
133	① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。なお、当該相談支援に携わる者のうち1名は、社会福祉士であることが望ましい。	変更	① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修を修了した専従 又は 専任の相談支援に携わる者を1人以上配置することが 望ましい 。なお、当該相談支援に携わる者のうち1名は、社会福祉士であることが望ましい。	① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ以上 必要な数 配置すること。当該相談支援に携わる者のうち1人は、社会福祉士であることが望ましい。	部分		① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修を修了した専従 又は 専任の相談支援に携わる者を1人以上配置することが 望ましい 。なお、当該相談支援に携わる者のうち1人は、社会福祉士であることが望ましい。
134	② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること。		② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること。	② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること。	同文	○	② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること。
135	③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。		③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。	③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関して十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。	部分	○	③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関して十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。
136	④ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。		④ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。	④ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。	同文	○	④ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。

国指針・県推進病院指定要綱 比較表

※「望ましい(＊)」と定める要件については、国の次期指定要件の改定において必須要件とすることを念頭に置いたもの

資料4-2 令和8年10月27日
第45回高知県がん対策推進協議会

No.	A 旧 国指針 (R4.8.1)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (R4.12.22改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R8.7.30)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
137	ア 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む)することができる体制を整備 することが望ましい(＊) 。		ア 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む)することができる体制を整備 することが望ましい(＊) 。	ア 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない)することができる体制を整備し、 相談を希望する場合には適切に案内すること。	部分	○	ア 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない)することができる体制を整備し、 相談を希望する場合には適切に案内すること。
138	イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。		イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。	イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む など 、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。 また、その際、自施設の状況に応じて、病棟、外来、地域連携、入退院支援、相談支援等の関係部門が、看護師を含む関係職種と連携し、患者及びその家族の相談内容に応じて必要な支援につなぐ体制を整備すること。	部分	○	イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む など 、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。 また、その際、自施設の状況に応じて、病棟、外来、地域連携、入退院支援、相談支援等の関係部門が、看護師を含む関係職種と連携し、患者及びその家族の相談内容に応じて必要な支援につなぐ体制を整備すること。
139	ウ 院内の見やすい場所にがん相談支援センターについて分かりやすく掲示すること。		ウ 院内の見やすい場所にがん相談支援センターについて分かりやすく掲示すること。	ウ 院内の見やすい場所にがん相談支援センターについて分かりやすく掲示すること。	同文	○	ウ 院内の見やすい場所にがん相談支援センターについて分かりやすく掲示すること。
140	エ 地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の関係機関に対し、がん相談支援センターに関する広報を行うこと。また、自施設に通院していない者からの相談にも対応すること。		エ 地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の関係機関に対し、がん相談支援センターに関する広報を行うこと。また、自施設に通院していない者からの相談にも対応すること。	エ 地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の関係機関に対し、がん相談支援センターに関する広報を行うこと。また、自施設に通院していない者からの相談にも対応する 旨を明記すること。	部分	○	エ 地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の関係機関に対し、がん相談支援センターに関する広報を行うこと。また、自施設に通院していない者からの相談にも対応する 旨を明記すること。
141	オ がん相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めること。		オ がん相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めること。	オ がん相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めること。	同文	○	オ がん相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めること。
142	⑤ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備すること。また、フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有すること。		⑤ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備すること。また、フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有すること。	⑤ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備すること。また、フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有すること。	同文	○	⑤ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備すること。また、フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有すること。
143	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長 もしくは それに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備すること。		⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるよう、病院長 もしくは それに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の医療従事者が協働する体制を整備すること。	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長 又は それに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備するとともに、 当該体制の運用状況及び課題について、関係部門及び関係職種が参画し、定期的に検討すること。あわせて、相談支援に携わる者に対する教育機会を提供し、相談支援サービスの質の向上に取り組むこと。	部分	○	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長 又は それに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備するとともに、 当該体制の運用状況及び課題について、関係部門及び関係職種が参画し、定期的に検討すること。あわせて、相談支援に携わる者に対する教育機会を提供し、相談支援サービスの質の向上に取り組むこと。
144	⑦ がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、Ⅳの2の(4)に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。	変更	⑦ 相談支援センターの 相談支援に携わる者 は、当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。	⑦ がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、Ⅳの2の(4)に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。	同文	○	⑦ がん 相談支援センターの相談支援に携わる者は、当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。
145	⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。		⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。	⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を 設置し、オンライン環境での開催も可能と すること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する 又は 十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。 ピア・サポーターの活用にあたっては、厚生労働省委託事業ががん総合相談に携わる者に対する研修事業による「がんサポートグループ企画・運営者のための研修会」を受講し、取組の参考とすることが望ましい。	部分		⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を 設置し、オンライン環境での開催も可能と すること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する 又は 十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。 ピア・サポーターの活用にあたっては、厚生労働省委託事業ががん総合相談に携わる者に対する研修事業による「がんサポートグループ企画・運営者のための研修会」を受講し、取組の参考とすることが望ましい。
146	—		—	⑨ がん相談支援センターの業務として、以下に示す項目等について、がん相談支援センターが窓口となり、自施設の関係部門及び医療機関と連携し、病院全体で対応できる体制を整備すること。 ア がんの予防・検診・治療に関する一般的な情報提供 イ 自施設の診療機能及び、連携先となる医療機関に関する医療提供体制の情報収集、提供 ウ 患者の治療に関する意思決定支援、セカンドオピニオンに関する情報提供 エ がん治療に伴う生殖機能への影響や、生殖機能の温存に関する相談 オ 小児がんの長期フォローアップに関する相談 カ がんゲノム医療に関する相談 キ 希少がんに関する相談 ク アピアランスケアに関する情報提供・相談支援 ケ がん患者の療養生活全般(経済的支援を含む)に関する相談支援及び情報提供 コ 就学・就労(産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携を含む)に関する支援 サ AYA世代のがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談 シ 高齢者のがん治療にかかる支援に関する相談 ス 障害のある患者への支援に関する相談 セ 医療関係者と患者会、ピア・サポーター等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援 ソ その他相談支援に関すること	新文	○	⑨ がん相談支援センターの業務として、以下に示す項目等について、がん相談支援センターが窓口となり、自施設の関係部門及び医療機関と連携し、病院全体で対応できる体制を整備すること。 ア がんの予防・検診・治療に関する一般的な情報提供 イ 自施設の診療機能及び、連携先となる医療機関に関する医療提供体制の情報収集、提供 ウ 患者の治療に関する意思決定支援、セカンドオピニオンに関する情報提供 エ がん治療に伴う生殖機能への影響や、生殖機能の温存に関する相談 オ 小児がんの長期フォローアップに関する相談 カ がんゲノム医療に関する相談 キ 希少がんに関する相談 ク アピアランスケアに関する情報提供・相談支援 ケ がん患者の療養生活全般(経済的支援を含む)に関する相談支援及び情報提供 コ 就学・就労(産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携を含む)に関する支援 サ AYA世代のがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談 シ 高齢者のがん治療にかかる支援に関する相談 ス 障害のある患者への支援に関する相談 セ 医療関係者と患者会、ピア・サポーター等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援 ソ その他相談支援に関すること
147	(2)院内がん登録		(2)院内がん登録	(2)院内がん登録	同文	○	(2)院内がん登録
148	① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施すること。		① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施すること。	① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施すること。	同文	○	① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施すること。
149	② 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。	変更	② 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、 専任 の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置することが 望ましい 。	② 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上 必要な数 配置すること。	部分		② 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、 専任 の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置することが 望ましい 。

No.	A 旧 国指針 (R4.8.1)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (R4.12.22改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R8.7.30)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
150	③ 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供すること。		③ 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供すること。	③ 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供すること。	同文	○	③ 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供すること。
151	④ 院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。	変更	④ 院内がん登録を活用することにより、 県 の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。	④ 院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。	同文		④ 院内がん登録を活用することにより、 県 の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。
152	(3)情報提供・普及啓発		(3)情報提供・普及啓発	(3)情報提供・普及啓発	同文	○	(3)情報提供・普及啓発
153	—			① 患者に対する適切な病院情報の提供を図る観点から、医療機能情報提供制度に基づき、医療情報ネットにおいて公表する自施設の医療機能情報について、1年に1回以上の報告を行い、修正又は変更が生じた場合、必要な更新を行っていること。	新文		① 患者に対する適切な病院情報の提供を図る観点から、医療機能情報提供制度に基づき、医療情報ネットにおいて公表する自施設の医療機能情報について、1年に1回以上の報告を行い、修正又は変更が生じた場合、必要な更新を行っていること。
154	① 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報すること。なお、大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めること。		① 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報すること。なお、大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めること。	② 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報すること。なお、大規模災害や感染症の流行等により自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めること。	部分	○	② 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報すること。なお、大規模災害や感染症の流行等により自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めること。
155	② 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報について、 <u>病院ホームページ等でわかりやすく広報</u> すること。特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行うこと。		② 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行うこと。	③ <u>都道府県協議会において協議・整理した公表項目に従い、自施設の手術療法・薬物療法・放射線療法に関する診療実績及び当該がん医療圏内のがん診療情報や連携医療機関等について、医療法に基づく医療広告等ガイドラインに沿って、その記載が虚偽や誇大な内容等、患者を誤認させる内容とならないよう留意し、自施設における問い合わせ先を併記した上で、ホームページ等でわかりやすく情報提供すること。また、都道府県協議会の求めに応じて診療実績等の情報を都道府県協議会に報告</u> すること。特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行うこと。	部分	○	③ <u>都道府県協議会において協議・整理した公表項目に従い、自施設の手術療法・薬物療法・放射線療法に関する診療実績及び当該がん医療圏内のがん診療情報や連携医療機関等について、医療法に基づく医療広告等ガイドラインに沿って、その記載が虚偽や誇大な内容等、患者を誤認させる内容とならないよう留意し、自施設における問い合わせ先を併記した上で、ホームページ等でわかりやすく情報提供すること。また、都道府県協議会の求めに応じて診療実績等の情報を都道府県協議会に報告</u> すること。特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行うこと。
156	③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け・一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めること。		③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け・一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めること。	④ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け・一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めること。	同文	○	④ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け・一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めること。
157	④ 参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。		④ 参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。	⑤ 参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。	同文	○	⑤ 参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。
158	⑤ 患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関に紹介すること。		⑤ 患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関に紹介すること。	⑥ 患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関に紹介すること。	同文	○	⑥ 患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関に紹介すること。
159	⑥ がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。なお、がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。		⑥ がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。なお、がん教育を実施するに当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。	⑦ がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。なお、がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。	同文	○	⑦ がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。なお、がん教育の実施に当たっては、児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。
160	6 臨床研究及び調査研究		6 臨床研究及び調査研究	5 臨床研究及び調査研究	同文	○	6 臨床研究及び調査研究
161	(1)政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究に協力すること。また、これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録すること。		(1)政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究に協力すること。また、これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録すること。	(1)政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究に協力すること。また、これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録すること。	同文	○	(1)政策的公衆衛生的に必要な性の高い調査研究に協力すること。また、これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録すること。
162	(2)治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター(CRC)を配置すること。治験を除く医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究法に則った体制を整備すること。実施内容の広報等に努めること。		(2)治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター(CRC)を配置すること。治験を除く医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究法に則った体制を整備すること。実施内容の広報等に努めること。	(2)治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター(CRC)を配置すること。治験を除く医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究法に則った体制を整備すること。実施内容の広報等に努めること。	同文	○	(2)治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター(CRC)を配置すること。治験を除く医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究法に則った体制を整備すること。実施内容の広報等に努めること。
163	7 医療の質の改善の取組及び安全管理		7 医療の質の改善の取組及び安全管理	6 医療の質の改善の取組及び安全管理	同文	○	7 医療の質の改善の取組及び安全管理
164	(1)自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。その際にはQuality Indicatorを利用するなどして、PDCAサイクルが確保できるよう工夫をすること。		(1)自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、Quality Indicatorを利用するなどして、PDCAサイクルが確保できるよう工夫をすること。	(1)自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。その際にはQuality Indicatorを利用するなどして、PDCAサイクルが確保できるよう工夫をすること。	同文	○	(1)自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、Quality Indicatorを利用するなどして、PDCAサイクルが確保できるよう工夫をすること。
165	(2)医療法等に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保すること。		(2)医療法等に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保すること。	(2)医療法等に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保すること。	同文	○	(2)医療法等に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保すること。
166	(3)日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。		(3)日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。	(3)日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。	同文	○	(3)日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。